

2021年12月1日

お客さま 各位

九州労働金庫

## マイナンバー告知のお願い

いつも〈ろうきん〉をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では2016年1月から開始されましたマイナンバー制度に基づき、法令上、お客様の個人番号（以下、「マイナンバー」といいます。）を記載した支払調書等の作成が必要なお取引や、税制上の優遇措置があるお取引等に関しまして、お客様にマイナンバーの告知をお願いしております。

また、2015年12月31日以前より投資信託口座、債券口座をお持ちのお客様につきましては、2016年1月から6年間の猶予期間が設けられておりましたが、2021年12月31日をもって猶予期間が終了し、2022年1月以後最初に売買代金や配当金等の支払を受ける時までマイナンバーの告知が義務化されました。

つきましては、マイナンバーを告知いただいていないお客様におかれましては、お早目に告知いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、最寄りの営業店までお問い合わせください。

以 上

---

はたらく人と、地域社会と、未来へ、「つながる！」九州ろうきん。  
九州ろうきんは、労働金庫法に基づき設立された勤労者のための福祉金融機関です。